

～ 活動報告 ～

大学などに対する国際協力部教官の派遣授業について

国際協力部教官

亀卦川 健 一

第1 外部への講師派遣について

国際協力部においては、かねてから大学、弁護士会など各種機関の求めに応じて、交代で教官を派遣し、当部の行っている法整備支援につき講義や講演などを行ってきた。

日本の法整備支援は順調に拡大を続けてきているが、今後の法整備支援を考えた際、学者、法曹資格者のみならず通訳やロジ関係事務者など幅広い人材の育成は質量ともに喫緊の課題であり、法整備支援に関心を持つ人材のすそ野を広げることが望ましい。

近時、大学においても法整備支援論や開発法学の講座が開設され、関心を持つ研究者や学生が増加しており、当部の外部講師派遣がそういった人材育成の一助になれば幸いである。

第2 平成20年度の実績（大学のみ。掲載五十音順）

- 1 大阪大学大学院言語文化研究科「法務通訳翻訳のための基礎」講座
4月15日「法務省の組織と法整備支援」（稲葉部長）
6月24日「法整備支援活動における通訳・翻訳」（亀卦川教官）
7月8日「司法通訳翻訳の実務（ベトナムの事例を中心に）」（森永教官）
- 2 大阪大学法科大学院
10月30日「法整備支援について」（稲葉部長）
11月26日「法整備支援について併せて法務省の組織と検事の職務」（稲葉部長）
- 3 慶應義塾大学大学院法務研究科 「開発法学ワークショッププログラム」講座
11月18日「法務総合研究所国際協力部による法整備支援」（亀卦川教官）
11月25日「法務総合研究所国際協力部教官の活動について」（宮崎教官）
- 4 神戸大学大学院国際協力研究科 「法整備支援論」講座
10月8日「カンボジア王立裁判官検察官養成校民事教育改善プロジェクト本邦研修見学」
11月19日「国際協力部の法整備支援」（亀卦川教官）
平成21年1月21日「院生報告会」（森永教官）
- 5 信州大学経済学部 「現代法務Ⅱ」講座
10月21日「法務総合研究所国際協力部の法整備支援」（亀卦川教官）
- 6 東京大学教養学部「平和構築と人間の安全保障を研究・実践するための基礎講座」

5月15日「法整備支援について」（稲葉部長）

7 名古屋大学法政国際教育協力研究センター

平成21年1月19日「法務総合研究所国際協力部による法整備支援」（稲葉部長）

第3 講義内容

参考として、慶應義塾大学大学院法務研究科「開発法学ワークショッププログラム」講座において行われた上記2講義につき講義に使用したパワーポイントを添付する。

(資料 1) 11月18日亀卦川教官作成パワーポイント

(資料 2) 11月25日宮崎教官作成パワーポイント

国際協力部の法整備支援

法務省法務総合研究所国際協力部
教官 亀卦川 健一
平成20年11月18日
慶応大学

1

法務省全景
(東京都千代田区霞ヶ関)

法務総合研究所
(総務企画部, 研修1~3部)
法務省赤れんが棟

国際連合研修協力部
(国連アジア極東犯罪防止研究所)
東京都府中市

研究部
(法務省浦安総合センター)
千葉県浦安市

国際協力部
(大阪中之島合同庁舎)
大阪市

2

国際協力部とは？

経緯: 1994年ベトナムからJICAに対する法整備支援要請を受けて法務省が研修を開始
設置: 2001年4月法整備支援を実施する専門部署として法務総合研究所内に新設
職員: 教官及び国際協力専門官(検察庁, 裁判所, 民事局, 矯正, 保護など出身)
内容: アジアの途上国への2国間ODAとして, 法の支配とグッドガバナンスの実現を目指す各国の法整備の自助努力を支援する活動

3

法整備支援とは？

基本法(法令) 法曹実務家

司法制度の運用

- ◆ 基本法令の起草支援
- ◆ 制定された法令を運用する司法機関の制度整備支援 (キャパシティ・ビルディング)
- ◆ 法曹実務家の人材育成

4

法整備支援の目的

人による統治 → 法の支配

権限者の恣意的な判断に左右される法的な予測が不可能

法的な予測可能性あり
法律に基づいて行政が運営され
裁判が運用・執行される

↓

良い統治 (グッドガバナンス)

5

法整備支援の必要性

ODA大綱

基本方針
「良い統治に基づく自助努力を支援」
「人遣り, 法・制度構築整備に協力」

司法制度改革推進計画 (2002年3月19日閣議決定)

国際化への対応
法整備支援の推進
「発展途上国に対する法整備支援を引き続き推進する」

中期政策
「制度構築, 法整備, 人材育成を含めた市場経済化支援」
「ガバナンス分野での政府の能力向上支援」

6



7

考えてみよう

- ◆ 日本の法整備支援の特色は何でしょう？
- ◆ 法務省の赤れんが棟は明治時代に建てられた西洋建築ですが、なぜ、そのような立派な建物を建てる必要があったのでしょうか？
- ◆ 明治時代、東大法学部の授業は何語で行われていたのでしょうか？
- ◆ 日本の裁判所では、「日本語で裁判するのは当たり前」というのは本当に世界の常識ですか？

8

三ヶ月章「法と言語の関係についての考察」(1968年セイロンにて)

- ◆ 「日本の裁判所は本当に日本語で裁判しているのか」とか「日本の大学の法学部では実際に日本語で法の講義が行われているのか」(中略) 誰がイニシアチブを取り、どのようなステップを踏んで、またどのような仕方で「西欧法の国語化」という頭が痛くなるような問題の解決がわずか20年足らずの短時間の間に達成できたのかという真剣な質問が待ちかまえているのである。(民事訴訟法研究第7巻289頁抜粋)

9

穂積陳重「法窓夜話」(岩波文庫)

- ◆ 「明治20年のころに至って、始めて用語も大体定まり、不完全ながら諸科目ともに邦語をもって講義をすることができるようになったのであった。」
- ◆ 漢語からの造語例
競売, 相殺, 更改, 瑕疵, 管轄, 棄却
平成16年民法改正で平易な日常用語へ
「欠缺」→「不存在」など

10

Rightは「権利」か「権理」か？

- ★ Rightの語源: 聖書「知恵者の心は右にあり」
「右手は正しい」という発想から、「まっすぐな」「正義」という意味「**Might is Right**」?
- ★ 「権」の語源: 法によって付与された力
- ★ 「利」の語源: 都合のよいこと, もうけ
「権」+「利」= 都合の良い力?
- ★ 「理」の語源: 物事の筋道
「権」+「理」= 物事の筋道にあった力
- ★ 翻訳者: 西周? 福沢諭吉? 森有礼? など

11

日本の西欧法移植の視点

- 1 不平等条約(関税自主権・治外法権) 撤廃 (明治日本) → フランス, ドイツ法
例: 鹿鳴館, 赤れんが, ポアソナード
- 2 敗戦によるGHQ支配 → 英米法
- 3 「フランス法を基盤とし, ドイツ法の修正を加え, アメリカ法を継ぎ木した」法体系
- 4 日本人による「日本語」の法律用語発明
例: イェーリング「ローマは3度世界を征服した。最初は武力で, 次に宗教で, 最後は法によって」
→ 植民地支配の道具としての西欧法

12

途上国が日本に法整備支援を要請する理由

- ◆ 西洋法を導入・発展させた経験に学びたい
- ◆ 自国の自主性・歴史や文化を尊重して日本法を押しつけず、西欧各国の法制度を研究してきた経験を基に比較法的観点から助言し、相互対話を重視してくれる
- ◆ 短期的に「成果物」が残る法令起草支援のみならず、実務への定着を目指し、中長期的視点で人材育成を重視してくれる

13

具体例:カンボジア法整備支援

- 1 プロジェクトの概要 ＊プロジェクト前支援は1996年～
 - ① 民法・民事訴訟法起草支援 1998年～
日本・カンボジアでそれぞれ作業部会(WG)を設置し、日本側が起草し、クメール語に翻訳。カンボジア側が検討・改訂して草案を完成させた。→2007年7月民事訴訟法適用・12月民法公布。
注釈書、教科書、附属法令起草支援、普及支援を継続実施。
 - ② 法曹養成支援 2004年～
裁判官・検察官養成校において、民法・民事訴訟法の教育につき、カリキュラム・教材・民事裁判の模擬記録の作成支援、教官候補生の指導育成を実施。
- 2 翻訳・通訳人
 - ① 坂野一生氏 長期専門家 京都大学法学部卒、カンボジアでNGO、UNTACで勤務しながら独学でクメール語習得後、JICA専門家各草案、注釈書・教科書・研修教材等の翻訳を監訳
 - ② JICEのコーディネーター2名、カンボジアから帰化
 - ③ カンボジアから日本の法学部に留学した講師
 - ④ 日本語→英語→クメール語の二重翻訳

14

具体例:カンボジア法整備支援

☆ 翻訳上の問題

- (坂野氏 ICD NEWS第7号91頁以下参照)
- ◆ 法制度が不備→法律用語が少ない。
 - ◆ フランス領時代の法律をボル・ポト政権時代に全廃、法律書も廃棄(翻訳の基礎資料が乏しい)
→過去の法律用語は忘れられ、使われていないか、意味が変わっていることが多い
例「会社」と「組合」、「占有」と「所有」
→ 翻訳者の選択肢:
① 一般用語の法律用語化(「控訴」と「上告」「抗告」)
② 説明的記述(「疎明」と「りあえずの証明」?)
③ 旧法の用語の復活使用(「補佐人」1920年仏語)
④ 造語(「死者の死亡」? →「遺産の主」)

15

あるカンボジア本邦研修のスケジュール例

国際協力部長 あいらつ	10:30～講義2(専任について)	模擬裁判1(控訴開示・被告本人専任)	
国際協力部長	国際協力教官	樋川剛志弁護士 国際協力教官	
模擬裁判2(原告本人専任)		模擬裁判2(被告証人専任)	15:00～最終弁論発表
本間佳千弁護士 国際協力教官		本間佳千弁護士 国際協力教官	国際協力教官
模擬裁判4(数検弁論)	11:00～講義3(判決起草指針)	講義3(被告(判決起草指針))	判決起草1
本間佳千弁護士 国際協力教官	国際協力教官	国際協力教官	国際協力教官
判決起草2	11:00～講義1(専任・弁論関係)	講義2(専任・弁論関係)	
国際協力教官	樋川剛志弁護士 国際協力教官	本間佳千弁護士 国際協力教官	

16

国際協力部教官の仕事

- ◆ 各種研修の企画立案準備(プロデューサー)
- ◆ 研修(国内、国外)における講師
- ◆ 教材作成
- ◆ 法令起草・裁判実務改善に関する各種部会への参加(委員、アドバイザー、コーディネーター、などの役割)
- ◆ JICA長期・短期専門家としての派遣

17

法整備支援の経験から得るもの

- ◆ 多様な価値観、訴訟観への理解が深まり、視野が広がるとともに、我が国の法律・司法制度に対する理解も深まる。
- ◆ 法律の専門家としての自己の特質を活かしつつ、外交の現場という、司法の世界とは異質の経験ができる。
- ◆ 外国の法制度を知り、外国の法曹(支援対象国や他ドナー)とコミュニケーションを持つ機会が多く、世界が広がる。
- ◆ 自己の所属機関以外の法曹や一流の学者との交友が広がる。

18

求められる資質:人間力

◆ 知 力

1. 法律知識(日本法・法制史・外国法・国際法)
2. 語学力(長期専門家はTOEIC730点以上で可)
3. 相手国の文化歴史社会や法制度に関する知識
4. 開発援助・ODAに関する知識

◆ 体 力 健康管理・免疫力・食欲

◆ 精神力

1. 調整能力／好奇心／柔軟性／寛容性／忍耐力
2. 粘り強い交渉力「慌てず，焦らず，諦めず，飽きず，当てにせず，侮らず」の心構え

19

あなたも法整備支援活動をしませんか？

◆ 弁護士→日弁連国際交流委員会 司法支援活動 弁護士登録制度に登録し

1. 長期専門家として現地へ派遣
 2. 現地セミナー講師として短期間現地へ出張
 3. 国内で各プロジェクトの研究会に委員として参加
 4. 本邦研修講師／JICA-Net(TV会議)での講義
- #### ◆ 検察官→国際協力部教官になる

◆ 裁判官

1. 国際協力部教官になる
2. 長期専門家として現地へ派遣
3. 法務省民事局付に出向→各研究会に委員として参加
4. 退職後、弁護士の立場で参加する（自由参加）

20

初学者向けの参考文献

- ◆ 1 法学入門 三ヶ月章著 弘文堂
- ◆ 2 法整備支援論 香川・金子編著 ミネルバ書房
- ◆ 3 ICDNEWS 1号～35号 国際協力部
- ◆ 4 法整備支援に学ぶ 国際協力部
- ◆ 5 ジュリスト1358号 2008/6/15

21

**法務総合研究所
国際協力部教官の
活動について**

法務総合研究所国際協力部
教官 宮崎朋紀
2008年11月25日

1

1 自己紹介

1999.4 裁判官任官

2007.4 国際協力部教官

- ▶カンボジア・ベトナム担当
- ▶裁判官出身教官としては2代目(2004.4～)

2

2 カンボジア法整備支援～背景

十数年にわたる内戦状態

1975～1979 ポルポト政権の支配
1979～1991 「内戦期」

⇒ **法律・司法制度の破壊、人材の枯渇**

1991 パリ和平協定

復興への取組み

1995 日本政府へ法整備支援要請

3

3 プロジェクトの開始

法制度整備プロジェクト

- ▶ 民法, 民事訴訟法の起草

**王立裁判官・検察官養成校(RSJP)
民事教育改善プロジェクト**

- ▶ 裁判官の養成

弁護士会司法支援プロジェクト

- ▶ 弁護士の養成

4

4 法制度整備プロジェクト

日側WG：法学者, 裁判官等
カ側WG：司法省, 裁判所幹部
＜共同作業による起草＞

⇒ **民訴法 2006.6成立, 2007.7施行**
民法 2007.11成立, 施行待ち

⇒ 関連法規整備, 運用・普及の支援へ

5

5 アン・ヴォン・ワッタナ司法大臣 来日時の講演(2007.1)

「他国の法律起草支援は, 1人又は数名の専門家が短期間カンボジアにきて意見を聴取し, 本国に帰って法案を起草し, カンボジア側に渡して翻訳する形がほとんどだった。日本の場合, 日本側で作業部会が組織され, カンボジア側WGとブノンペンで13回にわたりワークショップが, 日本で3回にわたり集中的な協議が行われた。その際に出された疑問点や修正提案には丁寧に答えてもらった。こういった方式が支援のあるべき姿であるとの認識が政府内に広がっている。」

6

6 民法・民訴法の運用・普及における問題点

- 運用を支える制度構築の遅延
登記, 供託, 戸籍...
- 所有権の認定
- 民事執行, 民事保全
- 制度構築・運用・普及を担う人材不足

7

7 民法, 民訴法普及の方策 ～誰をメインターゲットにするか～

- 裁判官
- 弁護士
- 裁判所書記官
- 執行官
- 司法省職員, 他官庁職員
- 裁判官, 弁護士候補生

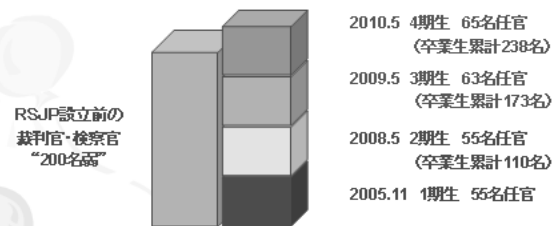
8

8 王立裁判官・検察官養成校 (RSJP)の概要

- 研修期間 2年
(前期研修8か月, 実務研修1年, 後期研修4か月)
- 実績
 - 1期生 55名 2003.11～2005.11
(裁判官36名, 検察官19名)
 - 2期生 55名 2006.5～2008.5
(裁判官36名, 検察官19名)
 - 3期生 63名 2007.5～2009.5(予定)
 - 4期生 65名 2008.5～2010.5(予定)

9

9 RSJP支援のインパクト



10

10 RSJPプロジェクトの概略

- 日本側メンバー
 - 法総研国際協力部教官3名(1名は現地常駐)
 - 国内委員会(裁判官, 司法研修所教官等)
- 活動内容
 - カリキュラム作成
 - 教材作成
 - 教官の育成
- 方針
 - 「自立発展性」

11

11 作成すべき教材候補

民事訴訟, 民事執行, 民事保全

- ① 書式集
- ② 手続マニュアル
- ③ 模擬記録
- ④ 一問一答集
- ⑤ 手続実演DVD

民法

- ⑥ 各種演習問題

12

12 教材作成と自立発展性

◇教材作成過程における悩み

日本側が作成する方が

速く、質が良いものができる

日本側が作成してしまうと

教官が使いにこなせない危険

作成ノウハウが育たない

◇対応策

RSJP教官が作成すべき要請が強いもの - 講義レジュメ等

まずはRSJP教官に作成してもらう(将来の改訂を予定)

日本側が作成せざるを得ないもの - 模擬記録, 執行マニュアル等

作成作業へのカンボジア側の参加, 作成後のフォローアップ

13

13 学校運営と自立発展性 1

◇学校運営上の問題点

教官が非常勤

教官が高位に昇進

教官の本業職務が多忙に

校長と教官との上下関係不明確

講義に穴が空く

教材作成に割ける時間の不足

教官会議が開催できない

✓カリキュラムが決められない
✓教材作成・改訂方針の決定ができない

14

14 学校運営と自立発展性 2

● 毎年約60名のRSJP卒業生 — 人材の源

● 「教官候補生」

● RSJP 1期, 2期から各7名を選定

教材作成の主戦力

将来の常勤教官就任の期待

15

15 民訴法中の理解が困難な点

➤ 職権主義と当事者主義

「当事者に十分な訴訟活動は期待できない」

「当事者の提出証拠だけではまともな裁判ができない」

➤ 当事者の主張と供述の区別

「当事者の主張と尋問における供述をなぜ分けるのか」

「準備書面と陳述書の違いは何か」

「当事者尋問になぜ弁護士が答えられないのか」

➤ 訴状, 準備書面の陳述

16

16 ベトナム法整備支援プロジェクト

(フェイズ1) 1996.12~1999.12

➤ 対象機関 : 司法省

➤ 長期専門家: 1名(弁護士)派遣

➤ 支援内容 : 立法担当職員的能力向上

(フェイズ2) 1999.12~2003.3

➤ 対象機関 : 司法省, 最高人民裁判所, 最高人民検察院

➤ 長期専門家: 3名(弁護士, 検察官, 裁判官)派遣

➤ 支援内容 : 民事法の立法・改正(民訴法起草, 民法改正),
法曹養成機関強化

(フェイズ3) 2003.7~2007.3

➤ 対象機関 : フェイズ2に加え, ベトナム国家大学(VNU)

➤ 長期専門家: フェイズ2と同じ。

➤ 支援内容 : 民事法の立法・改正(知財関連法, 企業倒産法等),
法曹養成機関強化, 判決書改善・判例制度整備,
ベトナム国家大学日本法講座開設

17

17 ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト

➤ 期間 : 2007.4~4年(予定)

➤ 支援対象機関, 長期専門家 : 「フェイズ3」と同じ

➤ 支援内容

① 立法 - 判決執行法, 不動産登記法, 国家賠償法

② 改正 - 民事訴訟法, 刑事訴訟法

③ 裁判実務改善

- モデルコートでの裁判実務改善

- 判例制度の整備

- 判決書マニュアルの普及

18

18 モデルコートにおける 実務改善

バクニン省級裁判所をモデルコートに指定



実務上の問題についてアンケート調査



最高人民裁判所が結果分析, 一問一答集作成



一問一答集を使ったセミナーを各地で開催

19

19 判例制度の整備

◆最上級審決定は非公開

◆下級審が最上級審決定を参照する慣習なし



共産党中央委員会決議(2005.6)「裁判所は、
法律を統一的に適用し、判例を発展させる」



日本側から判例制度整備支援を提案

「判例の発展に関する日越共同研究」を作成

20

20 判決書の改善

◆請求の明示なし

◆争点の明示なし

◆結論に至る論理過程が読みとれない



日本側から判決書改善支援提案

「判決書マニュアル」を作成

21

21 今後の展望

➤言葉の壁

法律、法制度における「言葉」の重要性

➤日本側の人材確保

➤対象国側の人材育成, 信頼関係醸成

→対象国の自立発展

相互に学びあえる関係へ

22